

2008年9月30日 全4頁

継続開示書類の提出期限延長の承認制度の導入

制度調査部
金本 悠希

有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書について導入

[要約]

- 金融商品取引法により、上場会社などは有価証券報告書などの継続開示書類を一定期間内に提出することが義務付けられている。
- 6月に行われた金融商品取引法等の改正により、継続開示書類の提出期限延長の承認制度が導入された。有価証券報告書・四半期報告書・半期報告書については、やむをえない場合には内閣総理大臣の承認を受けた期間だけ、提出期限を延長することが認められることとなった。
- 9月19日に公表された政省令改正案に、提出期限延長の承認の手続きが規定されている。具体的には、承認を受けようとする期間、承認を必要とする理由、承認を受けた旨を公表する方法等を記載した申請書を、財務局長等に提出するよう規定している。

1. 継続開示書類の提出期限延長の承認制度の導入

(1) 金融商品取引法の改正

○金融商品取引法では、ディスクロージャー制度として継続開示義務が規定され、上場会社などは有価証券報告書などの継続開示書類を、**一定期間内**に提出することが義務付けられている。

○2008年6月6日に可決・成立(6月13日公布)した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、一定の継続開示書類については、**提出期限延長の承認制度**が導入された。具体的には、以下の継続開示書類については、やむを得ない場合には内閣総理大臣の承認を受けた期間だけ、提出期限を延長することが認められることとなった(改正金融商品取引法24条1項、24条の4の7第1項、24条の5第1項)。

- ①有価証券報告書
- ②四半期報告書
- ③半期報告書

(2) 有価証券報告書の提出期限延長の承認制度

(a) 有価証券報告書の提出義務の範囲の改正

○2008年6月の金融商品取引法改正前の規定の下では、以下の有価証券の発行者は、事業年度経過後**3ヶ月以内**に、原則として¹有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている（金融商品取引法24条1項、金融商品取引法施行令3条、3条の6）。

- ①金融商品取引所に上場されている有価証券
- ②店頭売買有価証券²
- ③その募集又は売出しについて、有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券
- ④以下の有価証券のいずれかに該当し、事業年度末日又は前4事業年度末日³のいずれかにおいて、所有者が**500名**以上であるもの（「外形基準」）
 - a. 株券
 - b. 受託有価証券が株券である有価証券信託受託証券
 - c. 株券に係る権利を表示する預託証券
 - d. 集団投資スキーム持分⁴

○2008年6月の金融商品取引法改正により、①からプロ向け市場のプロ向け銘柄⁵が除外され、プロ向け銘柄の発行体は有価証券報告書の提出義務が免除されている⁶。

○また、2008年9月に公表された金融商品取引法施行令改正案では、④の「所有者が500名以上」が「特定投資家以外の所有者が**1000名**以上」に改正されている⁷（金融商品取引法施行令改正案3条の6第4項）。

(b) 提出期限延長の承認制度の導入

○この有価証券報告書の事業年度経過後3ヶ月以内の提出義務が、2008年6月の金融商品取引法の改正により、「**やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には**」、「**あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内**」に提出すればよいとされた（改正金融商品取引法24条1項）。

¹ 相当の期間事業を休止しているなどの条件を満たし、有価証券報告書の提出義務が免除された場合は提出義務はない。有価証券報告書の提出義務の免除については、拙稿「有価証券報告書の提出義務の免除」（2008年4月28日付DIR制度調査部情報）参照。

² かつて店頭売買有価証券市場であったジャスダックが2004年12月に取引所になったため、現在は存在しない。

³ 集団投資スキーム持分の場合は、その事業年度末日。

⁴ 注3参照。

⁵ プロ向け市場のみに上場されている有価証券。

⁶ 他にも、②から「流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券」が除かれ、③について特定投資家向け有価証券を一般投資家に交付勧誘等する際に有価証券報告書等を提出した場合が追加されている。

⁷ みなし有価証券である、学校法人等に対する貸付債権については「所有者が500名以上」である場合が維持されている（金融商品取引法施行令改正案4条の11第5項2号）。

○立法担当者の解説によると、この提出期限延長の承認制度が認められた背景には、2008年6月の金融商品取引法の改正によって、「継続開示書類の不提出も課徴金の対象とされた（法172条の3）」ことがある⁸。つまり、継続開示書類の不提出が新たに課徴金の対象とされたが、提出期限までの不提出がやむをえない場合には、内閣総理大臣⁹の承認を条件に課徴金の対象から外すための規定と考えられる。

(c) 提出期限延長の承認の手続

○企業内容等の開示に関する内閣府令改正案（以下、企業内容開示府令改正案）では、提出期限延長の承認の手続きが規定されている。

○提出期限延長の承認を受けようとする会社は、定款等を添付して、以下の事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならないとされている（企業内容開示府令改正案15条の2第1項、2項）。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①承認を受けようとする期間 ②当該有価証券報告書事業年度終了の日 ③承認を必要とする理由 ④承認を受けた場合などに、直ちにその旨を公表する方法 |
|--|

○この申請がなされた場合、財務局長等は、「やむをえない理由により」提出できないと認める場合は承認をするとされており、承認がなされるかどうかの具体的な基準は特に明示されていない（企業内容開示府令改正案15条の2第3項）

(3) 四半期報告書の提出期限延長の承認制度

○2008年6月の金融商品取引法改正前の規定の下では、金融商品取引所の上場有価証券¹⁰のうち、以下の有価証券の発行者（**上場会社**）は、事業年度が3ヶ月を超える場合には、四半期ごとに四半期報告書を各期間経過後**45日¹¹以内**に内閣総理大臣に提出しなければならない¹²とされている（金融商品取引法24条の4の7第1項、金融商品取引法施行令4条の2の10第1項～3項）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①株券 ②優先出資証券¹³ ③①又は②の性質を有する、外国会社の発行する有価証券 ④有価証券信託受益証券で、受託有価証券が①～③であるもの |
|---|

⁸ 池田唯一ほか「逐条解説 2008年金融商品取引法改正」商事法務（2008）178ページ

⁹ 後述するように、実際には財務局長等が承認を行う。

¹⁰ 法令上は店頭売買有価証券も含まれているが、店頭売買有価証券は現在は存在していない。

¹¹ 銀行、保険会社、信金中央金庫は、第2四半期は60日以内に提出すればよい（金融商品取引法施行令4条の2の10第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令17条の15第2項）。

¹² ただし、第4四半期は提出する必要はない。

¹³ 現在は、信金中央金庫が東京証券取引所に上場している。

⑤預託証券又は預託証書で、①～③の権利を表示するもの

- この四半期報告書の四半期経過後 45 日以内の提出義務が、2008 年 6 月の金融商品取引法改正により、「**やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には**」、「あらかじめ**内閣総理大臣の承認を受けた期間内**」に提出すればよいとされた（改正金融商品取引法 24 条の 4 の 7 第 1 項）。
- 提出期限延長の承認制度の立法の趣旨、および承認申請の手続きは有価証券報告書の場合と同様である。

(4) 半期報告書の提出期限延長の承認制度

- 有価証券報告書提出会社のうち、四半期報告書を提出しなければならない会社¹⁴以外の会社は、事業年度が 6 ヶ月を超える場合、事業年度ごとに半期報告書を半期経過後 **3 ヶ月以内**に内閣総理大臣に提出しなければならない（金融商品取引法 24 条の 5）。
- この半期報告書の半期経過後 3 ヶ月以内の提出義務が、2008 年 6 月の金融商品取引法改正により、「**やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には**」、「あらかじめ**内閣総理大臣の承認を受けた期間内**」に提出すればよいとされた（改正金融商品取引法 24 条の 5 第 1 項）。
- 提出期限延長の承認制度の立法の趣旨、および承認申請の手続きは有価証券報告書の場合と同様である。

2. 施行日

- 継続開示書類の提出期限延長の承認制度の導入の改正は、2008 年 12 月 12 日までの政令指定日から施行される（改正金融商品取引法附則 1 条）。

¹⁴ 四半期報告書を任意で提出した会社も含む。